

令和5年 第9回 浜松市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 場所

令和5年9月15日(金) 午後2時30分 浜北区役所 3階 大会議室

2. 委員の出欠

出席： 松澤崇 渡瀬三郎 松島好則 加茂龍雄 江間栄作 中村金夫
横井典行 足立侑律 根木常次 内山進吾 岡本純 山中秀三
杉山誠 後藤剛 中安千秋 森島倫生 鈴木英雄 水崎久司
伊藤安子 小柳守弘

欠席： 平尾温己 袴田博子 井上保典 鈴木要

3. 出席した事務局職員

鈴木智久 齋藤和也 石川宗明 河村幸一郎 縣弘之 奥山英洋 吉山和志 渡邊光二 富永幹人
佐々木朝飛

4. 審議事項

- 第61号議案 農地法第3条の規定による許可について
- 第62号議案 農地法第4条の規定による許可について
- 第63号議案 事業計画変更承認申請について
- 第64号議案 農地法第5条の規定による許可について
- 第65号議案 非農地証明について
- 第66号議案 農用地利用集積計画の決定について

5. 報告事項

- 報第62号 非農地通知について
- 報第63号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報第64号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
- 報第65号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
- 報第66号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報第67号 時効取得を原因とする農地の所有権移転登記申請について
- 報第68号 農地の地目変更登記に係る報告について
- 報第69号 農業用施設証明について

6. その他

議事の概要

局 長 みなさん、こんにちは。

本日は、お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、只今から令和5年第9回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

なお、本日の出席委員数ですが、24名のところ20名と過半数を超えておりますので、本会が成立しますことをご報告申し上げます。欠席委員につきましては、議席番号4番平尾温己委員、議席番号10番袴田博子委員、議席番号21番井上保典委員、議席番号24番鈴木要委員でございます。なお、会議中は携帯電話の電源を切るかマナーモードに設定するようお願いいたします。

それでは、松島会長、ご挨拶に続いて開会宣告をお願いいたします。

会 長 皆さんこんにちは。第9回の総会、暑いなかお集りいただきありがとうございます。

暑さ寒さも彼岸までといえますので、もう一週間くらい何とか頑張れば、涼しくなるのかなと期待をしておりますが、今年の暑さはちょっと大変でした。

本日、挨拶中にご紹介したいものがございまして、私の調査会の地区に豊西小学校と筈井中学校という学校がございまして。先日、新聞で見た方もいらっしゃるかもしれませんが、豊西小学校では20、30年前から、他の学校でもありますが、子どもたちが田んぼで田植えをして、稲刈りをするという行事がございまして。私がPTAの役員をやった時ですから、30年以上前から小学5年生が、地元の[]の[]さんという方から指導を受けております。それと並行して、JAとびあ浜松の豊西支店とセルリー農家の方で、ポットにセルリーを植えながら、秋冬に収穫をするという二つの行事がございまして。私たちの学校は、本当に田舎ですので、周りには自然いっぱいの農地があるところですが、やはり非農家の子供が多いので、そういったことで農業への認識や興味を持ってもらえたら嬉しいなという気持ちで続いています。

また、それと並行して、今、筈井中学校で、どの学校もやっていますが、キャリア教育という、自分が卒業した後に何を仕事としてやっていくかを考えるというものを行っております。コロナでしばらく休みましたが、9月の第一週の土日に今年また再開いたしました。近くのケーキ屋や会社で仕事を手伝ったりする中で、農業を選んでくれる人もいます。近くの葉ネギやトマト、イチゴなどの農家に三人一組で行って、農業体験をする。そこに行ったからと言って、すぐに農業をするわけではないですが、私が前から思っていますのは、そういったところに行ったり、田植え体験をしたり、セルリーを観察した際の気持ちや心のどこかに残り、20年、30年たった後に、ちょっと農業おもしろいな、ちょっとUターンで地元帰って農業やってみたいななどといった形で、非農家の方たちが、新しく担い手になってもらうという事を期待することも担い手育成であり、ぜひ皆さんも積極的に参加してもらって、担い手育成のちょっとした足掛かりにしてもらいたいなと思っております。簡単な話ではありますが、そういったこともあったという紹介をしまして、挨拶に代えさせていただきます。

それでは、只今から、令和5年第9回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

局 長 ありがとうございます。それでは、ここからの進行は、議長として松島会長をお願いいたします。

議 長 それでは、議事録署名人を私から指名させていただいてご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 それでは、議席番号 17 番中安千秋委員、議席番号 18 番森島倫生委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

第 61 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」を上程いたします。

事務局から説明をお願いします。

齋藤 それでは、議案 1 ページをご覧ください。第 61 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

佐々木 今月の申請案件は、地区「中央」、整理番号 197 番外 40 件でございます。

申請の内訳でございますが、所有権の売買に係る案件が 30 件、贈与に係る案件が 2 件、賃貸借に係る案件が 1 件、使用貸借に係る案件が 3 件、区分地上権に係る案件が 5 件でございます。

それでは整理番号に○を付した、新規就農に関する案件について説明いたします。

議案 1 ページ、地区「積志」、整理番号 200 番をお願いします。

譲受人は、東区西ヶ崎町の■■■■さん、82 歳でございます。

東区西ヶ崎町の畑を売買により取得し、白菜、大根などを作付けしていく計画でございます。

続きまして、議案 2 ページ、地区「神久呂」、整理番号 202 番をお願いします。

譲受人は、西区神原町の■■■■さん、47 歳でございます。

西区神原町の畑を売買により取得し、大根、ミカンなどを作付けしていく計画でございます。

続きまして、議案 2 ページ、地区「神久呂」、整理番号 203 番をお願いします。

譲受人は、西区神原町の■■■■さん、37 歳でございます。

西区神原町の畑を売買により取得し、大根、ミカンなどを作付けしていく計画でございます。

続きまして、議案 2 ページ、地区「神久呂」、整理番号 204 番をお願いします。

譲受人は、西区神原町の■■■■さん、37 歳でございます。

西区神原町の畑を売買により取得し、大根、ミカンなどを作付けしていく計画でございます。

続きまして、議案 3 ページ、地区「篠原」、整理番号 210 番をお願いします。

譲受人は、西区篠原町の■■■■さん、81 歳でございます。

西区篠原町の畑を売買により取得し、玉葱、さつまいもなどを作付けしていく計画でございます。

続きまして、議案 3 ページ、地区「河輪」、整理番号 211 番をお願いします。

譲受人は、南区遠州浜一丁目の■■■■さん、67 歳でございます。

南区三新町の畑を売買により取得し、じゃがいも、レタスなどを作付けしていく計画でございます。

続きまして、議案 3 ページ、地区「白脇」、整理番号 212 番をお願いします。

譲受人は、南区瓜内町の■■■■さん、43歳でございます。

南区瓜内町の畑を売買により取得し、大根、ブロッコリーなどを作付けしていく計画でございます。

続きまして、議案3ページ、地区「白脇」、整理番号213番をお願いします。

譲受人は、南区瓜内町の■■■■さん、63歳でございます。

南区瓜内町の畑を売買により取得し、大根、さやえんどうなどを作付けしていく計画でございます。

続きまして、議案4ページ、地区「浜名」、整理番号219番をお願いします。

譲受人は、浜北区小松の■■■■さん、48歳でございます。

浜北区小松の畑を売買で取得し、なす、きゅうりなどを作付けしていく計画でございます。

続きまして、議案4ページ、地区「北浜」、整理番号224番をお願いします。

譲受人は、東区豊町の■■■■さん、66歳でございます。

浜北区道本の畑を売買で取得し、キャベツ、白菜などを作付けしていく計画でございます。

続きまして、議案6ページ、地区「天竜」、整理番号236番をお願いします。

譲受人は、天竜区上野の■■■■さん、50歳でございます。

天竜区青谷の畑を売買で取得し、ジャガイモなどを作付けしていく計画でございます。

続きまして、議案6ページ、地区「水窪」、整理番号237番をお願いします。

譲受人は、天竜区水窪町地頭方の■■■■さん、64歳でございます。

天竜区水窪町地頭方の畑を贈与にて取得し、なす、きゅうりなどを作付けしていく計画でございます。

以上の新規就農の案件につきましては、農地台帳登録申請と同時に農地を売買で取得するため「浜松市農地法第3条に係る許可基準」第4条に基づき、許可後1年以内に耕作状況を報告していただく条件を付してまいります。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。
始めに、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。

松 澤 中央地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、蒲・和田・長上地区調査会の渡瀬委員からお願いします。

渡 瀬 蒲・和田・長上地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、積志地区調査会の平尾委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

議 長 積志地区調査会で審議した結果、特に問題ないとの報告を受けています。

議 長 続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の加茂委員からお願いします。

加 茂 入野・神久呂・雄踏地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

ただ、これは家庭菜園をやるから新規就農というもので、そういうのまで農業委員会でやらなければならないのでしょうか。要するに、新規就農となると当然、収入や経営を

考えますが、家を建てるための土地を購入する際に、その土地に隣接しているから購入しただけのものを、農業委員会でかけるべきものかと思います。

いずれにしても、こういった事例がありました。

議 長 続いて、湖東地区調査会の江間委員からお願いします。
江 間 湖東地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。
議 長 続いて、庄内地区調査会の中村委員からお願いします。
中 村 庄内地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。
議 長 続いて、篠原・舞阪地区調査会の横井委員からお願いします。
横 井 篠原・舞阪地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。
議 長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

議 長 河輪・五島・白脇地区調査会で審議した結果、特に問題ないとの報告を受けています。

議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内 山 三方原地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

岡 本 都田地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、細江地区調査会の山中委員からお願いします。

山 中 細江地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。

後 藤 三ヶ日地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、浜名・北浜地区調査会の中安委員からお願いします。

中 安 浜名・北浜地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

新規就農ということで、■■■■さんには調査会に来ていただきましたが、白家用のものでも農業委員会に提出をしなければならない以上、今後、同様の事例が増えていくのではないかと考えます。

議 長 続いて、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森 島 中瀬・赤佐・亀玉地区で審議いたしました。営農型太陽光発電に係る案件が多い月でした。問題は大ありますが、従来の■■■■の仕事が、我々から見ると誠実さに欠けるという指摘もございましたので、従前に行った場所をきちんとやるようにお願いしているところでございます。今日までの段階で改善計画が示されたので、今回の■■■■に関する案件については、今日の総会では、私から問題ないということで報告をいたします。今回の案件も含めて、今後、事業者に対する指導を並行して行っていくということを条件に、今日のところは、許可を求めます。

議 長 続いて、天竜・龍山地区調査会の鈴木英雄委員からお願いします。

鈴 木 英 天竜・龍山地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

しかし、235 番につきましては、営農型太陽光発電でございまして、三回目の更新時期となり、聞き取り案件といたしました。一株の大きさにつきましては、だいたい 3m くらいで、現在商品化をして浜北のファーマーズに販売しているようです。大体 40cm のもの

を四本一束にして、一束当たり 240 円で販売しているとのこと。それ以上のものを作っても採算に合わないので、できるだけ 40cm くらいのを、数量を確保して販売をしていきたいという形です。消毒もやっておりますが、施設にほとんど損傷がないという報告を受けています。

それから、236 番は新規就農でございます。隣に住宅を建てるため、残った場所で家庭菜園をしたいとのことで、本人は、単品でジャガイモと言っていましたが、調査会としては、年間を通して作物を栽培していただきたいをお願いをしました。本人は、動力の農機具はございませんので、すべて人力で家庭菜園をやるということです。

議長 長 最後に、佐久間・水窪地区調査会の井上委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

議長 長 佐久間・水窪地区調査会で審議した結果、特に問題ないとの報告を受けています。

議長 長 これより質疑に入ります。

只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。
(森島委員挙手)

議長 長 森島委員。

森島 新規就農の件ですが、先月もこの問題を提起させていただきました。本日は、せっかく中立委員が二名おられますので、これらの問題について、どのように考えるのかをお伺いしたいです。

それから、事務局からご報告いただいているのは、どこの土地を、何歳のどなたかが買って、何を作るということまでの報告です。加茂委員からもありましたが、審議する側の姿勢として、先月の事務局からの回答としては、通常の農地転用はいつでも可能になるということであり、今回こういう形で所有権移転が行われた 100 m²ほどの農地に、1、2 年後に転用申請が出てくるということも含めて調査会の議論がどのレベルで行われているのか伺っておきたいし、会長を中心に事務局の方々、そこのところはきちっとやっていただきたい。幸にして私の地区ではこういった案件はないと思うが、慎重にかつ深刻に受け止めてもらいたいです。

中立委員の皆様のご意見を求めるということも含めて、虫食い状況を広げたり、都市内の農地をどのように維持したりするかという議論が十分になされないまま、議論が進んでおり、もう少し議論が必要ではないでしょうか。

議長 長 二つに分けて考えたいと思います。まず、ここは、審議の場であり、議論の場ではないので、議論は後程その他の時にしたいと思います。

(森島委員挙手)

議長 長 森島委員。

森島 議論をするという言葉は改めますが、ご回答いただきたい。

議長 長 わかりました。まず事務局。制度的に今回の話はいかがでしょうか。面積が少ない申請に対しても聞き取りをするということに関して。

吉山 調整グループの吉山です。

今年の 4 月から 3 条申請の面積制限がなくなり、小さい家庭菜園のようなものも多く

出ております。4月に始めたばかりで、調査会では、すべて新規就農という形で調査会に出席いただいているところでございます。

転用については、3条申請の際に、耕作目的の取得であり、短期間では転用をしないという誓約書をご記入いただいております。1、2年後の転用は、困難だと考えております。取得後、短期間での転用は、調査会にご出席いただく予定ですので、なぜ転用するのかを聞いてください。

申請に対する審査については、なかなか難しいところがございます。従来のように経験を積んでから、ある程度の面積を借りて実績を作り、購入するのが一番でございます。事務局としても、窓口では、農業をやりたいという方にはこのような方法を進めておりますが、今回の例えば天竜の案件などは、恐らく地主が宅地と農地をセットで買ってもらいたい意向があったと思います。国からも過剰に厳しくしてはいけないという通達が出ており、必ずしも実績や研修がないと申請が出来ないというわけではございません。

調査員さんの方で見ていただいたり、説明会で聞き取っていただいたりして、明らかにできない場合は、厳しく聞き取りをお願いいたします。

今まで例えば、手続きをせず耕作していた場所を、下限面積の撤廃に伴い適法に取得したいとのことであれば、今までの耕作状況を見ていただくようお願いいたします。調査会は、始めたばかりで、一応全員に来ていただいておりますが、今後、人数が増えれば面積で切る等も一つの手だと考えております。

以上です。

(森島委員挙手)

議 長 森島委員。

森 島 吉山さんのお話でそういう事だと思いますし、デリケートな議論なことは承知しております。制度変更した意味が問題だと考えます。都市部の小さな狭い農地については、買える人が買い、それぞれで利用すれば良いという判断で、この制度が作られたというふうには、私は考えておりません。要は、やれなくなった農地の耕作管理をやれる人がやりましょう、あるいはやってくださいという認識であったり、考えが根底にあったりしての制度変更であったと私は思います。ですから、調査会の立場としてそこを踏まえるならば、吉山さんがおっしゃるように、短期間で転用申請しないという誓約書を出して頂いているということを踏まえながら、みんなで農地を守りましょう、小さな農地は経営的な営農はしなくても良いけども、農地を管理することができる人については、お願いするというような制度設計の中で、この制度変更がなされたと考えるのが普通ではないでしょうか。それであれば、国の制度変更に至る考え方というのは、調査会の中にももう少ししっかり反映させるべきだというのが私の認識でございます。この点が吉山さんのお話の中には、制度変更に至る経緯あるいは国、農水省のこの問題に対する認識のところの議論がまだ重ねられておりませんので、今のところでお話いただければよいし、来月、再来月に持ち越しということでも構いませんので、調査会の構えの部分だけは、ちゃんとしていただきたいです。

吉 山 制度変更ですが、今、森島委員がおっしゃたことで間違いのないと思います。問題として

は、まず相続して農地を守れなくなった人がいらっしやり、その受け入れ先がなかったのがまず一つでございます。それともう一つは、新規就農のハードルが高いという意見があったと聞いております。今まで、浜松だと一年研修を積んでいただいて、一反以上の農地をまず借りていただいて、一年後によく農地台帳に登録がされて、初めてそれから広げたり買ったりすることができるわけですし、そのハードルが高いというところが国に入ったのではないかと思います。事務局としてもそういった認識でおりますので、調査会の担当者には、3条の制度変更について、もう少し丁寧に説明するように伝えていきたいと思っております

(森島委員挙手)

議 長 森島委員。
森 島 ついでにうかがいますが、例えば、200 番の案件ですが、㎡単価あるいは坪単価どちらでもいいですので、ここは守秘義務が課されておりますので、守秘義務を守るということを条件に単価を教えてください。

議 長 事務局。
吉 山 200 番につきましては、[REDACTED]となっております。
(森島委員挙手)

議 長 森島委員。
森 島 ありがとうございます。
こういうことですよ。[REDACTED]は、普通じゃありません。この普通じゃ無さをどう認識するかを皆さんに提起しております。

吉 山 200 番につきましては、現状、[REDACTED]さんが 10 年以上、仮登記をしております、現地も 10 年以上耕作をしております。今回の制度変更で名義を変えられるようになったので、購入に至りました。積志地区ということで高額になりましたが、売買単価について事務局の方から何か言うことはございません。売買単価が高いので転用や転売するとは見ておりません。

(森島委員挙手)

議 長 森島委員。
森 島 苦心のご答弁を頂いて申し訳ないですが、要するに私はこういうことだと思います。他の地区のことは聞きませんが、調査会の方々は、このあたりのことを知っているのかを含めて問題提起いたします。こんな議論を、中立委員の方々には求めます。

(小柳委員挙手)

議 長 小柳委員。
小 柳 制度変更は確かにあり、その趣旨は、今まで何回か説明を受けたとおりだと思いますが、私たちが疑問に思うのは、その制度変更と先程から意見が出ております家庭菜園との結びつきでございます。家庭菜園がこういうところに出てきて、法律の通りにやるなら、果たして家庭菜園やっている人を、どれだけ考慮しているか公平性に欠けると思います。出す人、出さない人がおり、その乖離というのが問題だと思います。

いかがでしょうか。

議 長 事務局、どのように考えますか。

古 山 まず家庭菜園ですが、家庭菜園をやる場合、今までは、基本的には市民農園を借りてやるか、自分の親戚から借りたり、自分の農地でやったりするという場合が多く、要は、農地を借りたり買ったりする場合に農地法の規制がかかるということで、公平性というのは、手続きを取って借りている人との公平性ということでしょうか。

(小柳委員挙手)

議 長 小柳委員。

小 柳 先程から出ているのは、よくある家の庭で届出を出している話で、果たしてそれを農業委員の場でやる話なのでしょうか。だとすると、家の庭での家庭菜園というのは、結構みんなやっていることだと思います。それがどこまで浸透して、みんな公平にこの手続きをやっているのかという観点の話です。

吉 山 自分の宅地内で、庭いじり、土いじり程度で家庭菜園をやっている場合には、それは宅地内での話になるので、特に把握はしておりませんし、手続きも必要ございません。ですが、今回のように、自宅に接続した農地を取得するとすると、農地法 3 条の許可が必要になりますので、こうした手続きを取らないと取得が出来ません。

局 長 一つ補足で、よく宅地の中でやっている家庭菜園、あれはちょっとした農地に見えますが、あれは宅地となっております。そうでなく、宅地の外で農地として取得する場合、3 条の手続きが必要になります。自分の宅地の中でやる場合は、手続きは不要です。

(小柳委員挙手)

議 長 小柳委員。

小 柳 先程から出ているそういう話と、今までやってきた農地法 3 条の話で乖離があるのではないかという意見です。あくまで一意見です。法律上、こうせざるを得ないのであれば、それは飲まなければならないですが、そういったことを皆さんおっしゃっているのではないかと考えました

局 長 乖離というと。

小 柳 今まで出てきた農地法 3 条の許可の中で、面積や規模を見てきたと思いますが、それに対して新しい新規就農が出てきて、本当にその面積でやるかという、その差を皆さん感じており、そういったことを、この場でやる必要があるのかということは、第三者的にも思います。

分かりますか。

局 長 新規就農と出ていますが、この面積で農業として成り立つわけではございませんので、農業というより耕作をするという目的だと捉えられます。生計を立てているわけではございませんので、表現を変えるのも一つだと考えます。ただ、農地の大小に関わらず、農地を取得することについては、農地法 3 条の許可が必要で、そこは同じように審議が必要となります。

(伊藤委員挙手)

議 長 伊藤委員。

伊 藤 下限面積の撤廃によって、こういった問題が起きています。私は経営主ですので、経営

の立場から見ると、小規模の農地がどのくらいの収益を得るためにやっているのかどうか、農業委員の大切な時間に、そこまでやらなければならないのかと思いました。ですので、家庭菜園の延長で、経営を意識しているわけではないのに対して、農業委員の皆様は、しっかり経営をされていて、その点での差がある。少ない面積のものを省く事は、出来ないのでしょうか。

局長 先程も申し上げた通り、小規模で収益を上げることは難しいですが、今までは農業でないと取得ができなかったところを、多様な耕作者に門戸を広げるという政策に変わったものでございますから、生業としている人以外にも、家庭菜園を含めて収益目的でなくとも耕作目的で取得をすることができるようになったということで、ご理解をお願いいたします。

その議論が不要ではないかということでございましたら、大きな案件に限って説明するということも考えられます。今後、皆様のご意見を伺いながらになります。今のところは、新しく農地を取得することになった人が、どういった経緯で取得に至ったのかということをお知りになりたいのではと考え、そのようにしております。

議長 色々と制度についての説明を頂きましたが、先程申し上げた通り、加茂委員、中安委員、森島委員からの面積の件も含めまして、この件につきましては、後程、皆様のご意見を伺いたいと思います。

今回の第 61 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」につきましては、制度上の問題はないということで、皆様からのご意見を伺いましたので、採決に移りたいと思います。

それでは、第 61 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」につきましては、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め、承認することといたします。

議長 次に、第 62 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

斎藤 それでは、議案 7 ページをご覧ください。第 62 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

佐々木 今月の申請案件は、地区「中ノ町」、整理番号 51 番外 7 件でございます。

転用目的別の内訳は、自己用住宅関連が 3 件、農家住宅関連が 3 件、貸駐車場が 1 件、営農型太陽光発電施設が 1 件でございます。また、農地区分別の内訳は、農用地区域内農地が 1 件、第 1 種農地が 4 件、第 3 種農地が 3 件でございます。なお、是正案件は 52 番、54 番、55 番、56 番、57 番です。

説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。始めに、中ノ町・笠井地区調査会の分を私からご報告申し上げます。

議長 中ノ町・笠井地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 続いて、湖東地区調査会の江間委員からお願いします。

江 間 湖東地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。
議 長 続いて、芳川・飯田地区調査会の足立委員からお願いします。
足 立 芳川・飯田地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。
議 長 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。
岡 本 都田地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。
議 長 続いて、細江地区調査会の山中委員からお願いします。
山 中 細江地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。
議 長 続いて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。
後 藤 三ヶ日地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。
議 長 最後に、天竜・龍山地区調査会の鈴木英雄委員からお願いします。
鈴 木 英 天竜・龍山地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。
議 長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。
只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。
（質疑応答なし）
議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
第 62 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」は、原案どおり承認すること
に、ご異議ございませんか。
（異議なし）
議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。
次に、第 63 号議案「事業計画変更承認申請について」を上程いたします。事務局から、
説明をお願いします。
齋 藤 それでは、議案 9 ページをご覧ください。第 63 号議案「事業計画変更承認申請につい
て」でございます。担当から説明いたします。
石 川 農地法第 4 条または、第 5 条の転用許可を受けた者は、事業計画に従い、速やかに事
業を行うこととされていますが、許可を受けた後、やむを得ずその事業計画を変更しよ
うとする場合は、許可権者が事業計画の変更承認をすることができるとされております。
今月の申請は、当初の計画を全て変更する「全部承継」が 1 件でございます。
議案 9 ページ、地区「中瀬」、整理番号 11 番について説明いたします。
申請人は、当初の転用事業者である [] さん、全部承継者である []
[] でございます。
[] は、埼玉県に本社を置き、[]
[] などを営む会社です。
申請に至った経緯でございますが、当初の計画では、[] に農地法第 5 条の
許可を受け、申請地に自己用住宅、車庫兼物置及び物干場を建築する予定でしたが、その
後、転用計画者の都合により計画が中断し、建築されないまま現在に至ります。
承継者である [] は、今般、浜北区中瀬にて建売住宅を販
売する計画で、一般住宅を建築することに適した本土地を取得する計画に至りました。
申請地は、[] のところに位置する農地でございま

す。

農地区分は、第3種農地に該当すると判断いたしました。

承継後の転用計画は、建売住宅を建築する計画であり、配置計画から見て転用面積は適当と認められます。敷地の外周には見切りを設置し、汚水は合併浄化槽を経由、雨水は宅内集水後に道路側溝へ放流する計画となっております。

当初の許可目的達成が困難になった事が、転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないと認められること、転用計画について、排水計画は問題なく、転用行為により土砂の流出・崩壊の恐れもないこと、資金計画の見込みもあることから、転用許可基準を満たすものと判断されます。

なお、事業計画変更後の第5条申請につきまして、議案18ページ整理番号619番及び620番にて申請がされておりますので、そちらでの審議も併せてお願いいたします。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(質疑応答なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、
第63号議案「事業計画変更承認申請について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

議 長 次に、第64号議案「農地法第5条の規定による許可について」を上程いたします。
事務局から、説明をお願いします。

齋 藤 それでは、議案11ページをご覧ください。第64号議案「農地法第5条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

石 川 今月の申請案件は、地区「長上」、整理番号572番外60件でございます。
転用目的別の内訳につきましては、自己用・共同住宅関連が38件、農業用施設が2件、事業用の建物関連が2件、駐車場・資材置場等事業用のその他施設への転用が5件、太陽光発電が4件、一時転用が10件でございます。

また、農地区分別の内訳につきましては、農用地区域内農地が10件、第1種農地が6件、第2種農地が11件、第3種農地が34件でございます。

なお、是正案件は整理番号580番、600番、601番、625番でございます。

また、駐車場、資材置場など建築行為を伴わない申請については、経済産業省による再生可能エネルギー発電事業計画の認定について問題がないことを確認しております。

この中に委員該当案件がございますので、よろしくお願いします。

議 長 それでは、委員該当案件を先に審議いたしますので、横井委員はご退室をお願いします。
(横井委員 退室)

議 長 それでは、事務局から説明をお願いします。

石 川 それでは、委員該当案件について説明させていただきます。

申請地はアスファルト舗装し、周囲にはフェンス及び見切工を設置する計画であること、排水計画は、雨水は敷地内側溝から地下調整池を経て水路へ、汚水、雑排水は、下水道へ放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、「浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱」に基づく事業承認を受けていること、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものでございます。

盛土条例につきましては、申請地を舗装する計画で、舗装部分は、構造物扱いとなり盛土条例対象外となります。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 15 ページ、地区「三方原」、整理番号 598 番をお願いします。

北区東三方町の畑 7,547 m²について、駐車場を設けたいという申請でございます。

申請者は、中区幸一丁目に拠点を置き、[REDACTED]を営む法人でございます。

現在、従業員用として借用している派遣先近辺の駐車場敷地について、地主から返還を求められたことから、新たに従業員用として駐車場の新設を計画し、今回の申請に至ったものでございます。

申請地は、[REDACTED]に位置する農地でございます。

申請地の農地区分につきましては、第 3 種農地に該当すると判断いたしました。

本転用事業は、駐車場を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われるます。

申請地は碎石敷きとし、周囲にはフェンスと見切工を設置する計画であること、敷地内は碎石敷きですが、緑地を設け、雨水排水は自然浸透及び道路側溝へ放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。

また、「浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱」に基づく事業承認を受けていること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものでございます。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

議案 15 ページ、地区「細江」、整理番号 603 番をお願いします。

北区細江町中川の畑 2 筆、3,382 m²について、太陽光発電設備を設けたいという申請でございます。

申請者は、浜松市中区に本社を置き、[REDACTED]を営む法人です。近年の電力需要を考慮し、この度、日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電事業を行いたく、申請に至ったものでございます。

申請地は、[REDACTED]に位置する農地です。

農地区分につきましては、第 2 種農地に該当すると判断いたしました。

本転用事業は、555W の太陽光パネル 756 枚を設置し、発電能力が 419.58kW となる発電設備を設ける計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われるます。

申請地の周囲には小堰堤とフェンスを設置する計画であること、雨水排水は敷地内で自然浸透させ、さらに浸透枿を設置し、余剰雨水が隣接農地等に流出するのを防ぐ計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、[REDACTED]との接続契約も完了していること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものでございます。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の審議結果についてご報告をお願いします。

議 長 始めに、蒲・和田・長上地区調査会の渡瀬委員からお願いします。

渡 瀬 蒲・和田・長上地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、中ノ町・笠井地区調査会の分を私からご報告申し上げます。

議 長 中ノ町・笠井地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、積志地区調査会の平尾委員が欠席しておりますので、私から、ご報告申し上げます。

議 長 積志地区調査会で審議した結果、特に問題ないとの報告を受けています。

議 長 続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の加茂委員からお願いします。

加 茂 入野・神久呂・雄踏地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、湖東地区調査会の江間委員からお願いします。

江 間 湖東地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、篠原・舞阪地区調査会の横井委員からお願いします。

横 井 篠原・舞阪地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、芳川・飯田地区調査会の足立委員からお願いします。

足 立 芳川・飯田地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

議 長 河輪・五島・白脇地区調査会で審議した結果、特に問題ないとの報告を受けています。

議 長 続いて、新津・可美地区調査会の根木委員からお願いします。

根 木 新津・可美地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内 山 三方原地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、細江地区調査会の山中委員からお願いします。

山 中 細江地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、引佐地区調査会の杉山委員からお願いします。

杉 山 引佐地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。

後 藤 三ヶ日地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、浜名・北浜地区調査会の中安委員からお願いします。

中 安 浜名・北浜地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森 島 中瀬・赤佐・亀玉地区調査会で審議をいたしました。いくつかの課題、問題がございました。先程、3条のところでも申し上げましたが、営農型太陽光発電に関する申請について、相当厳しい議論をしたというふうに思っております。結果として改善計画が出されたことで、この5条についても、今回の申請については、良としてご審議をしていただくということになりました。

議 長 最後に、天竜・龍山地区調査会の鈴木英雄委員からお願いします。

鈴木英雄 天竜・龍山地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(森島委員挙手)

議 長 森島委員。

森 島 いくつかの案件、特に面積の大きな案件についてですが、三方原の駐車場の案件は、聞いたところによると、地下浸透で雨水を管理するという計画ですが、現状、我々の地域でも少し雨が降れば、中瀬の田んぼも水浸しという事態になっておりまして、これはやはり農業委員会の議論でもあると思います。その意味で、都市計画法の規定もあるものですから、農業委員会だけの議論ではいかないと承知しておりますが、川下の農業生産に影響を与えるような開発が行われているのならば、それは問題だし、特に都市計画法上、雨水の管理についての条件が緩やかになってきているという認識を、私はしております。その辺りでは、都市計画の部局と農業委員会側が農業生産を阻害する可能性があるというところで議論できる部署があれば、事務局の皆さんや会長の考え方を確認させていただきながら、今後、雨水をためる機能がこういう施設にもう一回求められてしかるべきだと思うし、私の地域の議論では、業者もよく理解をして対応していただいているケースもございますので、農業委員会の議論の俎上に挙げていただければと思います。

以上です。

議 長 内山委員、何かコメントはございますか。

内 山 特にはないですが、今、他に駐車場がたくさんありまして、それを集約するという計画です。

議 長 ただいまの森島委員のご発言に関して、事務局お願いします。

奥 山 北部グループの奥山です。

こちらの申請につきましては、市の土地利用計画の審査を経て、農地法の申請が行われております。こちらは、場内に側溝三本や集水桝などを設置して、雨水が外部に一気に流れでないように配慮した計画でございます。

(森島委員挙手)

議 長 森島委員。
森 島 私が申し上げていることは、水を流す機能をセーブするという議論が必要だということです。今の奥山さんの話では、その点の議論が始まっていないとか、しっかり問題意識として共有されていないという状況だと思っておりますので、農業委員会の議論としては、下流域で水田や畑が冠水するという課題が起こっているということの認識を、事務局と共有できるかという話です。今できていないという事であれば、事務局サイドでご検討いただければ結構です。

局 長 雨水の問題につきましては、都市計画、例えば、そこに施設を伴った開発をする場合は、開発の方の開発基準がございまして、雨水の計算をするなどが必要でございます。駐車場だけなど施設がなく、開発許可が必要ない場合、そこに雨水調整池を求めなければならないと規制する方法がございません。ただし、農地だったところが転用されるようになった場合、雨水が流出する恐れがあるという認識は、当然我々も持っております。持っておりますが、規制するという方法が今のところございません。ですので、対策をするにしてもお願いの範疇だということと、ただし、転用されることによって被害がもたらされることが明らかな場合は、農地法の方で指導なり、極端に言えば不許可になる要因になると思います。ただし、そこが明らかにならない限り、難しいと思います。

(森島委員挙手)

議 長 森島委員。
森 島 おっしゃる通りだと思います。よく分かります。
私が申し上げているのは、下流域の被害の状況が数字で表されているかは別として、相当な規模に及ぶのではないかという問題意識です。特に私の周りでは、畑や田んぼの被害よりも、畜産農家の牛舎が水につかるという問題です。過去にはこんなことなかったですし、牛が水につかるという話になると、乳牛や牛の母体に対する影響も長期的に続くということになり、酪農家の存続にかかわる議論になるということについても申し上げておきますし、事務局長の今の話では、そういう問題があるという事を十分に認識されておりますようですので、ぜひ放置しないようお願いしたい。放っておけば良いというわけではないので、農業委員会からもやれることがあれば、やっていただきたい。

以上です。

議 長 その他にございますか。

(質疑応答なし)

議 長 よろしいでしょうか。

それでは採決いたします。

第 64 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」のうち、只今の委員非該当案件につきましては、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

- 議 長 次に、第 65 号議案「非農地証明について」を上程いたします。
事務局から、説明をお願いします。
- 齋 藤 それでは、議案 21 ページをご覧ください。第 65 号議案「非農地証明について」でござ
います。担当から説明いたします。
- 富 永 今月の申請案件は、地区「積志」、整理番号 31 番外 6 件でござい
ます。地区「積志」、整理番号 31 番の申請地は耕作困難のため、昭和 50 年頃に植林された
ものでございます。
地区「湖東」、整理番号 32 番の申請地は、昭和 46 年頃に作業所が建築され、宅地利
用されているものでございます。
地区「三ヶ日」、整理番号 33 番の申請地は、昭和 41 年頃と昭和 42 年頃に豚舎、倉
庫、車庫が建築され、宅地利用されているものでございます。
地区「三ヶ日」、整理番号 34 番の申請地は、昭和 49 年頃に農家住宅、農業用倉庫が
建築され、宅地利用されているものでございます。
地区「亀玉」、整理番号 35 番の申請地は、昭和 42 年頃に住宅が建築され、宅地利
用されているものでございます。
地区「水窪」、整理番号 36 番の申請地は耕作困難のため、昭和 37 年頃に植林された
ものでございます。
地区「水窪」、整理番号 37 番の申請地は、飯田線敷地の残地が法面も含めて、昭和 30
年から道路利用されているものでございます。
説明は以上でござい
ます。
- 議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はござい
ませんか。
(質疑応答なし)
- 議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
第 65 号議案「非農地証明について」は、原案どおり承認することにご異議ござい
ませんか。
(異議なし)
- 議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。
- 議 長 次に、第 66 号議案「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務
局から、説明をお願いします。
- 齋 藤 それでは、議案 23 ページをご覧ください。第 66 号議案「農用地利用集積計画の決定に
ついて」でござい
ます。担当から説明いたします。
- 富 永 それでは、別添資料の別冊 1 をご覧ください。
令和 5 年度第 6 回浜松市農用地利用集積計画（案）でござい
ます。
公告予定は令和 5 年 9 月 20 日となります。
2 枚めくって頂きまして、「農用地利用集積 利用権等設定内訳表」をご覧ください。
合計 213 筆、163,653.56 m²の内訳でござい
ます。
今月は、笠井地区での 3 筆をはじめとして、計 25 地区での利用権設定を予定して
おり
ます。

その次の1ページから利用権設定明細が掲載されております。

1ページから19ページは相対契約及び中間管理事業における貸借によるもの、21ページは所有権移転を掲載しております。

それでは、新規就農に関するものについて抜粋してご説明いたします。

1ページの1番から4番、11ページの5番から7番をご覧ください。[]です。令和5年6月に設立した会社で、[]から経営譲渡を受け、今回の申請に至りました。西区庄和町[]番外6筆の畑、計9,795㎡を借り受け、トマトの栽培を予定しております。

次に、11ページの1番から4番をご覧ください。[]です。代表取締役の[]さんが令和4年5月に設立した会社で、個人の営農地を法人に移転したく、今回の申請に至りました。西区大久保町[]番外3筆の畑、計3,053㎡を借り受け、ほうれん草、小松菜、チンゲン菜の栽培を予定しております。

次に、11ページの8番をご覧ください。[]さんです。認定農業者の[]で研修後、新城市にて就農し、多肉植物を5,125㎡栽培しておりますが、浜松市にも営農地を広げるため、今回の申請に至りました。北区都田町[]の畑、787㎡を借り受け、多肉植物の栽培を予定しております。

次に、19ページをご覧ください。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が11筆ございます。農地中間管理事業は、農地所有者から中間管理機構である県の農業振興公社が利用権設定により農地を借り受け、公社から農業者への転貸については、公社が県知事に事前に協議し、同意を受けたものについて農用地利用集積計画により同時に成立するもので、備考欄に配分先を記載してあります。

以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、各調査会における補足説明等はありませんか。

(委員からの補足説明なし)

議 長 その他、何かご意見、ご質問はございませんか。

(質疑応答なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第66号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、報告事項の第62号から第69号までについて、事務局から報告をお願いします。

齋 藤 それでは議案25ページをご覧ください。

報告事項については一覧の通りでございますが、この中で報第62号非農地通知について担当から説明をいたします。

河 村 それでは、お手元の議案 27 ページから 30 ページ及び別添の参考資料をご覧ください。

報第 62 号「非農地通知について」です。

本日、第 65 号議案にてご審議いただいた、所有者からの申請に基づく非農地証明と異なり、推進委員等の利用状況調査により発見した既に山林化している農地を、農業委員会が農地に該当しない旨の判断を行い、農地台帳から除外するものでございます。

3 月の総会でも報告いたしましたが、今回は天竜区春野町杉等を対象に、土地改良事業関係や農業者年金等の影響及び現地の確認を行い、計 83 筆、35,709 m²の農地について、農地に該当しない旨の判断を行いました。

今後につきましては、所有者等に非農地通知書を送付するとともに、農地台帳の整理や法務局等の関係機関への情報提供を行ってまいります。

説明は以上でございます。

議 長 只今の報告事項につきましては、ご承知おき願いたいと思います。

議 長 それでは、その他として委員の皆様から、活動を通して何かございましたら、お願いいたします。

・面積が少ない申請を、調査会で聞き取り案件であったり、総会での報告案件にしたりするにすることに関して。

議 長 それでは、事務局から連絡事項がありましたら、お願いします。

局 長 ・『農業会議情報』について

水 崎 ・認定農業者講演会について

齋 藤 ・農業委員会親睦会について

・今後の会議等の予定について

令和 5 年 第 10 回 農業委員会総会

日時 令和 5 年 10 月 16 日(月) 午後 2 時 30 分から

場所 北区役所 3 階 31、32 会議室

議 長 以上で本日の審議案件、報告事項につきましては終了いたしました。長時間に亘り、ご熱心なご討議ありがとうございました。これをもちまして、第 9 回浜松市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会時間 午後 4 時 10 分

以上、議事の正確さを期すため署名する。

令和 5 年 10 月 16 日（月）

会 長

委 員

委 員

